

平成21年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成21年12月9日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成21年12月9日(水)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第65号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第 3 一般質問

出席議員(16名)

1番 北村道生議員	2番 内山 議員
3番 端無徹也議員	4番 田中 勲議員
5番 三林輝匡議員	6番 神保美也議員
7番 南 靖久議員	8番 三鬼和昭議員
9番 與谷公孝議員	10番 大川真清議員
11番 濱中佳芳子議員	12番 三鬼孝之議員
13番 高村泰徳議員	14番 濱口文生議員
15番 中垣克朗議員	16番 真井紀夫議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	仲 明 君
総務課長	三 木 正 尚 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	吉 澤 壽 朗 君

福 祉 保 健 課 長	大 倉 良 繁 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	山 下 恭 徳 君
建 設 課 長	大 屋 一 君
新 産 業 創 造 課 長	奥 村 英 仁 君
水 産 農 林 課 長	小 倉 宏 之 君
水 道 部 長	佐 々 木 進 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	宮 本 忠 明 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	大 川 一 文 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長	世 古 讓 治 君
教 育 委 員 長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	岩 出 育 雄 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	川 端 直 之 君
教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	玉 津 勲 哉 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱 野 薫 久 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	山 本 和 夫
次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長	内 山 雅 善
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹 平 專 作

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、昨日の会議において、玉津勲哉教育総務課学校教育担当調整監が一般質問の答弁の中で発言された部分について、別紙配付のとおり一部訂正したい旨の申し出がありましたので、会議規則第65条の規定により、この訂正の申し出を許可することといたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、真井紀夫議員、1番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第65号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、本定例会に追加として提出させていただきます議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行され、収入役を廃止し、会計管理者を置くものとされました。このことにより、紀北広域連合においても規約の変更を行いましたが、規約の経過措置において、関係市町の収入役が在職する間は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとし、その効力を有すると規定しており、現在、紀北広域連合の収入役には紀北町の収入役が選任されておりますが、本年12月末をもって任期満了となります。紀北広域連合の会計管理者につきましては、紀北町と協議した結果、関係市町の会計管理者から任命したいと考えております。このことから、規約の変更が生じたた

め、地方自治法第291条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これよりただいまの議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

それでは、日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、1番、北村道生議員。

〔1番（北村道生議員）登壇〕

1番（北村道生議員） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

私は、1、「尾鷲市子ども条例」の制定について、2、全国学力テストについての2点について、市長並びに教育長に質問をいたします。

まず、「尾鷲市子ども条例」の制定についてであります。

今、1989年に国連で採択をされ、日本では1994年に批准されました児童の権利に関する条例、いわゆる「子どもの権利条例」、これに陽が当たりまして、その条約の具現化のために「子どもの権利条例」を制定する自治体がふえてきております。子育て政策として、「子どもの権利条約」を社会の隅々に生かすことの意義が重視されていることのあかしであります。三重県議会でも子供の権利を尊重する施策を推進するために『子ども権利条例』の制定を求める請願、この請願を第2回定例会で採択いたしております。子供の権利とは、大きく言いますと、一つは、生きる権利、二つは、育まれる権利、三つは、守られる権利、四つは、参加する権利の四つの権利をいわれています。

議員の中でも南議員の強い思いがありまして、県議を含めた有志議員で尾鷲市在住の三重大学の講師をしておられる先生をお招きして、この「子どもの権利条約」の勉強会をしたところでございます。この条約は、子供の権利の保障とともに、子供を保護されるべき対象から、一人の人間として、全面的な権利の主体として位置づける、そういう理念に基づいているわけでありまして。尾鷲市の将来を託す大事な宝である子供たちの健全な発達を願うすべての市民が、この権利条約の理念に基づき子供に接することができる、そういうまちづくりをという思いを強くした勉強会となりました。

近年の児童虐待やいじめ、不登校、校内暴力等の実情について、これらの問題を解決すべき施策は、教育、福祉等を含め幅広い分野にわたっております。12月1日付朝日新聞は、30日に文科省が発表いたしました「問題行動調査」の結果を報道しております。それによりますと、残念ながら小中高生による生徒間暴力、器物損壊、対教師暴力、対人暴力など、いずれも増加していると報道されております。尾鷲市でも決してその例外ではありません。しかし、地方自治体が子供の権利にかかわる施策を総合的に推進するためのよりどころとなる方策を持たないため、少なくない学校で多くの問題が起きているわけでありまして。

昨日の濱中議員の質問も、子供の上に起こっている具体的な問題を提起しながら、解決のための具体的施策を求める質問であったと思います。そのためにも、尾鷲市民みんなで子供の権利を守る「子ども条例」を尾鷲市にも制定できればと強く思うわけでありまして。そして、その条例を尾鷲の隅々を実現するための市民の協働を広げることは、安心して子育てできる社会環境をつくる上で大きな役割を果たすものと考えます。幸いにも、県内では名張市が平成18年3月に議員提案により「名張市子ども条例」を制定いたしております。先進的な取り組みとして、ぜひ参考にしたいと考えているところでございます。市長部局にも教育委員会にも、この「名張市子ども条例」とその関係資料をお渡ししてありますので、目を通していただいていることと思っております。

第5次尾鷲市総合計画・尾鷲市新生ビジョン後期基本計画の第4章、次代につながる人と文化をはぐくむまちづくり、この義務教育の項の中で、尾鷲市の学校教育の現状をこう述べております。「今日の学校教育をめぐっては、さまざまな問題が起きています。子どもたちは、将来の夢や希望を持ちにくくなっている一方で、規範意識が低下し、人を思いやる心が弱くなっています。また、いじめ、不登校、非行なども依然として後を絶たない状況にあります。さらに、少子化や

核家族の進行などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなかで、学校に対する過度の期待、依存傾向が強まっています」と。そして、「小中学校においては、保護者、地域、家庭の協力を得ながら、今直面するさまざまな課題に向き合いつつ、子どもたちに豊かな学力、道徳心、体力などを身につけさせ、知・徳・体の調和のとれた人間を育成するという、学校本来の役割を果たしていかなければなりません」と、その課題を提起いたしております。これらの課題に対応するためにも、「尾鷲市子ども条例」の制定を新しい岩田市政の施策の一つとして位置づけていただくことを提案いたしたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

次に、全国一斉学力テストについてお聞きをいたします。

今年4月に3回目が実施されました全国一斉学力テストには、教育学者や保護者からも批判の声が出ております。テストの平均点が都道府県別に公表されることで、「順位を上げる」と点数競争が起き、「点数が低い」と知事が教育委員会をしかりつけ、教育委員会が校長を呼びつけるなど、学校が競争に駆り立てられているわけであります。全国一斉学力テストの対象は、国語と算数・数学だけで、しかも特定の一部にすぎないことは文科省も認めております。ところが、学力テストの平均点を上げることが学力向上だと短絡的に受けとめられ、それが教育の目的のすべてであるかのような風潮を生んでいるわけであります。その結果、学力テストの実施前に類似問題を繰り返し、予備テスト、事前テストとしてやらせるなど、教育内容が学力テストに偏り、ゆがめられてきています。ドリル学習が重視され、わかる喜びを感じられるように創意工夫した授業ができなくなっていると言われております。

秋田県や鳥取県、大阪府では、市町村別、学校別の結果の公表・開示が行われ、競争は一層激しくなるばかりであります。

文科省は、全国一斉学力テストの理由を学習指導の改善に役立てるためと説明してまいりました。しかし、結果が返ってくるのは数カ月後で、しかも、問題ごとにできたかできなかったかのマル・バツがわかるだけです。到底具体的な改善などには役立つものではありません。指導の改善には、子供がどこで間違ったか、どこが理解できていないか、それを詳しく把握することが大切なのであります。実際に教えている教師が問題をつくり、採点してこそ、それができるわけであります。全国の子供の学力状況を把握することだけが目的ならば抽出調査で十分だと考えるわけであります。

そこで、全国一斉学力テストについて、教育委員会の考えを教育長にお聞きいたしまして私の1回目の質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 子供は生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。しかし、子供を取り巻く環境は大きく変化しており、子供の人権侵害等の問題は本市においても例外ではありません。次世代を担う子供は、尾鷲市にとってかけがえのない大切な宝です。北村議員からご提案のあった「子ども条例」の制定については、今後、関係機関とも協議しながら検討を重ねていきたいと考えています。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 北村議員のご質問にお答えします。

今年で3回目を迎えた全国学力・学習状況調査については、調査により、子供の学力実態を踏まえ、指導方法の改善を図ることが当初の目的であり、本市においても、調査結果を受け、課題及び指導方法の改善等に尽くして検討してまいりました。しかし、成績結果報告については全国的な問題となっていることは周知の事実であるとともに、その結果が各学校に届くまで時間を要するため、課題等が明らかになったとしても次年度の調査まで時間をかけて取り組む猶予がないといった課題を抱えています。また、教育委員から、学校でじっくり取り組むためにも隔年でいいのではないかと、悉皆調査が必要なのかといった意見も出されていますので、今後も教育委員会や校長会等の場において検討を重ねていきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 「子どもの権利条例」の問題について、再度お聞きをしたいというふうに思います。市長から十分関係機関と検討をして前向きの方で考えていただけたというご答弁をいただきましたので、気を強くしているところでございますが、先ほど私が言いました名張市の例ですけれども、名張市では条約が制定されてから2年経過しておりまして、その2年の間にいろんな施策が進んできておるように思います。その条例をもとに子供の権利の保障、子供の健全育成のための施策というのが進んできているやに見受けられます。ここにもその施策の取り組みの例が書かれている文章がございますが、例えば、権利を侵害された

子供の救済及び回復を図るために、専門的な知識を要する学識経験者なんかを組織した「子どもの権利救済委員会」、子供が権利を侵された場合には、客観的な機関として、学校や子供や父母の間の仲立ちをしながら救済のための協議をするという役割を持った「権利救済委員会」、こういう機関が立ち上げられたり、あるいは尾鷲市でも月1回児童相談日が設けられておりますが、名張市ではどうやら年間を通して常設の児童相談室がこの条例をもとにして配置されて、1名の専従者を置いて対応するというような、月曜日から金曜日まで、8時半から5時15分までの時間帯でいつでも相談が受けられるような体制がつくられるとか、あるいはまた、健全育成のための施策としては、人権や教育や福祉など、子供の権利にかかわる分野の学識経験者からなる「子どもの権利委員会」、子供の権利をどう確約し、発展させていくのかというためのことを協議する「子どもの権利委員会」なども設置をされておりますし、そんな中で子供育成のための基本的な計画が立案されて、「子ども会議」などからの子供の声の反映もその基本計画の中に取り込みながら具体的な施策を推進していると。これはやっぱり「子ども条例」がもとになって、多面的なそういう施策の取り組みが進んできているというふうに見ていいのではないかと思うわけです。

そこで、市長は市政報告の中で、南議員の質疑もありましたけれども、第6次尾鷲市総合計画、これを24年度を初めにして10年間の基本計画の着手に取り組みたいと、こういう表明をされて、歓迎するところでございますが、グッドタイミングだと思うんですね。その尾鷲市第6次総合計画の中に、この「子ども条例」の制定を位置づけて考えていっていただくというのにはちょうどいいチャンスになったのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その総合計画の中に「尾鷲市子ども条例」の制定も位置づけていただいて、ご議論をいただくということをお願いをしたいと思いますと思うんですが、その点ではいかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 北村議員からいただいた資料を読ませていただきました。名張市では、結構長い期間をかけてこの条例をつくっております。子育て支援室も1名の職員を置いてやっておるようです。ご提案いただきましたことにつきましては、総合計画策定の中で、市民の皆さん、あるいは職員の皆さん、議員の皆さんと一緒に検討をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1 番（北村道生議員） とても前向きなありがたい答弁をいただきました。確かに軽いものではございませんので、時間をかけていろんな方の意見を吸収しながら策定をしていくという必要があるかと思っておりますので、そういう点では、この第6次総合計画の中に位置づけて、しっかりと議論をしていただいて、市民の方々の意見も反映できるような協議の中で制定されて、この中に位置づけられるということ強く要請しておきたいと思っておりますし、先ほどの市長の答弁に意を強くしたわけでございます。どうもいいご答弁をありがとうございました。

次の問題に入りたいと思っております。全国学力テストの今後の対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

先ほど、教育長の方から事務局内の大体の学力テストに対する意見、空気というものをお聞かせいただいて、少しほっとしているところでございますが、あまりにも評判が悪くて新政権が方向転換をするということで、学力テスト抽出方式に変更がされました。全体の悉皆の全員調査じゃなくて40%抽出の学力テストという政策に変更がされました。したがって、来年度の予算要求ではどうやら34万円ほどの概算要求になっているようですから、恐らく40%の実施ということには間違いないだろうというふうに思われますし、その上、なお先日行われました事業仕分けでは、その削減では足らんと、もっと削減せよということで、大幅削減の対象にもなっているようですから、今後40%の抽出実施もどうなるかわかりませんが、しかし、文科省はなかなかあきらめないんですね。全国一斉学力調査の思いがあって、政権そのものが政策変更はありましたけども、文科省は少しでも参加学校をふやしたいという気持ちがあるのか、40%の抽出方式に政策が変わったにもかかわらず、抽出校以外の希望校についても実施を受けつけると、こういう態度になっているというふうに聞いております。いわば自治体の抽出校以外の参加の道も残すということになっているというふうに聞いております。それを踏まえて、文科省は10月23日に都道府県教育委員会を通じて、各自治体、各教育委員会に参加希望調書なるものをおろしたと、実施したというふうに聞いておりますが、その点については尾鷲の教育委員会も届いておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育総務課学校教育担当調整監（玉津勲哉君） 北村議員のご質問にお答えします。

確かに全国学力・学習状況調査参加希望につきましては、10月前に三重県教育委員会から意向調査がありまして、11月中旬に回答いたしました。ただし、

この調査は文科省の予算づけのための調査であり、正式な調査ではないとのことでした。調査内容については、今後、その対象が全国小中学校の学級数の40%、現時点ですけど、そんなふうになっておりますので、市の意向を問われたわけですが、例えば、先ほどもご指摘がありましたように、抽出されなかった場合どうするのかという、そういったアンケートでございました。尾鷲市においては、複数学級を抱えている学校において、例えば、尾鷲小学校、尾鷲中学校が該当するわけですが、その中の同じ学年の1学級だけ抽出される可能性がありましたので、現場に混乱を生じさせないためにも「希望する」と回答しておきました。ただし、結論までに時間的に余裕がございますので、学校関係者等の意見もお聞きしながら教育委員会で検討していきたいと、そのように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 今、調整監が言われましたように、その通知は、文科省は正式希望照会じゃなくて、あくまでも現時点での予算要求のための事業見積り目の調査であって、今回、「希望する」というふうに仮に回答しても、正式照会の場合に「希望しない」という回答になっても構わんと、いいというふうな態度であるされていると私も聞いておりますが、希望対象としては、先ほど調整監が言われましたように、市町村単位や学校単位ではないですね。その点、もう一遍確認したいんですが。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育総務課学校教育担当調整監（玉津勲哉君） 今、北村議員からご指摘がありましたように、学校単位、児童数ではございません。全国の小中学校の学級数の40%ということになっております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 学級数の40%ということになっていますから、抽出する場合でも、どこどこ小学校、あるいはどこどこ中学校の6年生、3年生のある学級と、こういう抽出の方法になるだろうというふうに思うんですが、そういうふうな抽出にされたときに、教育委員会としては3学級ある学校で1学級だけテストということにはなかなかかなりにくいので、「できたら参加する」というふうに回答しておいて、1学級が指定された場合でも3学級全部やれるような準備をすると、そういうつもりで回答されたということで理解してよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育総務課学校教育担当調整監（玉津勲哉君） 先ほども申しましたように、例えば尾鷲小学校は3学級あるわけなんですけども、6年1組だけ調査対象になり、あとの2クラスが対象外となった場合に、必ず学校及び保護者の間でいるんな弊害というか混乱が起こってくるのではないかとということで、現時点ではそのような場合も「希望する」と回答してほしいという調査項目に書かれていましたので、そういった場合を想定しまして「希望する」と報告させていただきました。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 言えば、教育委員会としては現時点では「参加する」というふうに回答された。しかし、それはあくまでも多学級の学校で1学級抽出されたときに、全部の学級が受けられるような、その安全弁のために「参加する」という回答をされたということに思うんですが、これは正式決定じゃないですね。事務局段階の判断だというふうに判断してよろしいですね。ですから、これから正式な照会がありてくるというふうに思うんですけれども、市が、例えば教育委員会として、ある学校の1学級の指定を受けた場合、その学級だけで済ますということについての議論をするつもりはありませんか。やっぱり全学年を。恐らく抽出指定されたら断ることはできんと思うんです。よう断らんと思うんです。犬山の市長のように、胸を張って、いや、これは決して教育的に別に学力テストとして大きな役割を果たすものではないと、だから、私は頑として実施いたしませんという強い態度に出れるというふうには思いませんので、恐らく抽出されたら抽出された学級あるいは学校が実施するということになるだろうと思うんですけれども、抽出されなくても希望してこのテストに参加すると、そういうふうなことにはならないのでしょうか。そこらあたりについてはどうでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） その件に関しては、これから委員会等でいろいろ検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 確認をいたしますけれども、今回の希望調書に「参加する」というふうに回答したということは、正式な教育委員会の決定ではないということの確認は先ほどありましたけども、そうすると、最終的には教育委員会を開いて、正式照会の場合の尾鷲市教育委員会の態度は教育委員会に諮って決定をするということで理解してよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 教育委員会で、その時点におきましていろいろ検討させていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 40%の抽出というふうの方針転換されたとはいえ、先ほど言いましたように、抽出以外でも希望すれば参加できるという方式を残しているというところに問題があるんですね。激しい競争を結果的には残すということになるわけです。尾鷲としては、先ほど言いましたように、抽出されれば参加するということになるのですが、私は議員として、教職経験者として、学校間の序列化や格差づくりをさらに広げて、競争教育に一層の拍車をかけることがまだ心配として残るわけで、あるいはまた現場の教職員に大きな混乱や多大なストレスをかけるということになるわけですので、そういう点では、40%になったとはいえ、この学力テストについて参加することについては個人的には反対を表明いたしたいというふうに思います。抽出校になっていないにもかかわらず、希望までして進んで参加するような決定はしないだろうというふうに期待をしているわけですが、教育委員長も教育長もここにおられますので、そのことを教育委員会で抽出校になっていないにもかかわらず希望までして参加するということの決定をしないように強く求めて私の質問を終わりたいというふうに思いますが、ご意見ありましたら、どうぞ。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 先ほどの答弁で申しましたとおり、委員の方にもいろいろなご意見を持った方がいらっしゃいますので、その時点によって検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） ぜひとも積極的にイニシアチブをとっていただいて、抽出校はやむを得んにしても、希望してまで学力テストに参加するということの決定はしないように強く要望して私の質問を終わっておきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩いたします。

〔休憩 午前10時41分〕

〔再開 午前10時55分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの北村議員の一般質問の中で、「犬山市の教育長が」と発言す

べきところを「犬山市の市長が」と発言した部分について、訂正の申し出がございましたので、これを許可することといたします。正確には「犬山市の教育長」ということです。

それでは、引き続き一般質問を行わせていただきます。

次に、3番、端無徹也議員。

〔3番（端無徹也議員）登壇〕

3番（端無徹也議員） 通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、大きく三つでございます。一つは、CO₂削減についてです。二つ目は、避難勧告についてです。三つ目が、住民自治についてです。以上の三つを市長にぶつけてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、CO₂の削減についてですが、民主党のマニフェスト2009に、CO₂等排出量について、2020年までに25%、これは1990年度比、2050年までに60%超減、これは同じく1990年度比を目標とするとありました。マニフェストには、具体策としても幾つかの項目において明記されておりますが、これを参考にしながら、尾鷲市でも取り組める施策はあるのではないかと考えていますので、岩田市長の考えを聞きたいところです。なぜなら、このCO₂の削減については、国民の参加がなければ、今の政権政党が声を出すだけでは達成なし得ない公約でもありますので、岩田市長がいつも言うておられるように、市民参加によるまちづくりにはもってこいの内容だと考えています。

二つ目は、避難勧告についてですが、これは、せんだっての台風18号のときに感じたことを岩田市長に問うてみたいと考えております。あのときは、避難準備情報の発表が16時と非常に早い段階で出されておりました。これには日ごろ市民の立場としても防災や減災を積極的に活動している私にとっても、非常にあの発表の早さには感心したところです。今なお自治体の多くには、避難準備情報を発表せずに、せっぱ詰まったところで避難勧告を発表する場合もあるので、今回の尾鷲市のように早い段階での発表は、住民への避難への心構えとして、自治会や自主防災会、地域の消防団なども含めた尾鷲市としての対応状況も整っていたという証明にもなります。事実として、この発表により、早い段階での避難が始まり、結果として雨足が強くなってからの避難が激減しました。

一方、このときは避難勧告も発表されましたが、ここに今後の課題はなかったのかを検証しているのでしょうか。その点を聞きたいと思います。なぜなら、発表された時間が23時15分と深夜でした。また、ある程度の風雨もあったよう

に記憶しております。もう少し早くに発表できなかったのかなと、結果論にはなりますが、そのように感じております。それは、16時に発表された避難準備情報と比較してそのギャップを感じたところです。もしも、またこれも結果論で論じてしまうわけですが、深夜の11時過ぎの避難勧告で慌てて住民が避難をしてしまったならば、逆に被災する事態になりかねません。これは今年の佐用町でも起こった悲しい出来事でした。また、そのように感じるのは、避難勧告の発表が尾鷲市全体なので、「自分の住んでいる地域や地区は、それほどひどくないのになあ」と感じた方も多かったという私なりの調査があるからです。避難準備情報は、全市に、尾鷲市全体に発表して注意を促す役割は大きい、これは非常に評価するところではありますが、避難勧告については、例えば、本当に避難を始めないとならないような地域に限定するなど、そういった課題はなかったのかなと感じるところでありますので、岩田市長の意見を聞いてみたいと考えております。

最後の住民自治についてですが、今回は特に中井町にあるまちかどHOTセンターについて、今後の見通しなどを問うてみたいと考えております。ここには新産業創造課のまちづくりプロデュースセンターの職員が2名在駐しております。この場所は1階と2階になっておりまして、現在は1階を観光物産協会の職員や臨時の関係者などで占めております。そのため、職員2名は2階の事務所に毎日しているわけですが、そろそろこの職員2名を引き上げてよいのではないかと声が聞かれます。その点について、岩田市長はどうお考えでしょうか。私としては、当初の目的は果たしたのではないかと、そのようにも考えますし、今後は本庁の方でも対応できるのではないかなとも考えます。そこで、その今後の見通しなど、市長の意見をお聞かせ願いたいと考えております。

簡単ですが、以上三つが私の質問になります。よろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、CO₂25%削減のための施策についてであります。

地球温暖化は、豊かさを実感するために必要な経済の発展に欠くことのできない重要なエネルギーである化石燃料の消費に主に起因する問題です。そのことから、CO₂の削減は社会経済の持続的発展を考える上で極めてデリケートな問題でもあり、避けて通ることのできない重要な問題です。国においては、本年4月にエネルギーの使用の合理化に関する法律や地球温暖化対策の推進に関する法律を改正するなど、エネルギー消費が大幅に増加している業務や家庭部門

での対策を強化しています。産業界においては、既に世界最高水準の省エネ技術を駆使した事業展開がなされており、CO₂を大幅に削減するには排出量取引や省エネ技術の移転など、グリーン・ニューディールと呼ばれる新たな環境市場の創造・定着が重要になっています。

このような状況の中、家庭においては、化石燃料の消費を減少することが難しく、国を始め自治体においてその普及啓発に努めているところですが、一方的な行政主導ではおのずと限界があり、削減が進んでいないのが現状です。しかしながら、国においてもCO₂を25%削減するための具体的な施策が示されていないことから、今後の国の動向を注視する必要があると考えています。

本市のCO₂削減施策につきましては、太陽光発電施設エコキュート整備補助事業やごみの減量化の推進、分別収集による再資源化などに取り組んでまいりました。また、本年9月から市内の4事業所、9店舗の協力を得て、レジ袋の有料化を実施しており、開始早々から辞退率は当初の目標値を超える高い数値となっております。今後、この辞退率をさらに高めていくとともに、市内全域においてこの活動を展開し、すべての市民がマイバッグを持参するレジ袋ゼロのまちを目指したいと考えています。

このような活動を、市内の各家庭におけるCO₂削減対策の実践につなげ、市域全体で地球温暖化対策に取り組むまちづくりを進めてまいりたいと考えています。こうしたように、地球温暖化は特定のものに原因があるのではなく、人間の社会経済活動のすべてに起因することから、社会を支える多様な主体がともに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要であると考えています。

次に、避難勧告等についてであります。

台風18号は、非常に強い勢力、また、その進路も50年前の伊勢湾台風と非常に似通っていたことから、高い警戒感とともに危機意識を持って対処すべきものと判断し、早い段階からの取り組みを指示したところであります。このことから、この地域への上陸が予測された10月8日の3日前から土のうを準備し、2日前には高齢者介護施設などへ土砂災害などの注意喚起を呼びかけました。また、前日の午前中には、自力避難が困難な方に対し、早目の避難を促すよう、自主防災会会長に協力を仰ぐとともに、午後4時には避難準備情報を防災行政無線などにて、高齢者や夜間の避難が困難な方は日没前に避難するよう呼びかけました。その後、午後9時36分に大雨洪水警報が発表され、台風は予測どおりのコースで接近してくる中、風雨はさらに強まると予想し、また、土砂災害警戒情報が発

表される可能性も高まっていることを考慮し、午後10時30分から災害対策本部委員会議を開催し、避難勧告について検討いたしました。暴風雨が吹き荒れているさなかでの避難は危険であることから、風雨がそれほど強くない今が避難を呼びかける最後のタイミングであり、一部の地域に限らず、市内全域において風水害や土砂災害の危険性が高まると判断し、土砂災害危険地域や河川付近の方を重点対象とする避難勧告を午後11時15分に発表いたしました。結果的に、予測どおり8日午前0時を過ぎたころから風雨が強まり、瞬間最大風速は、7日中は10メートル前後でありましたが、8日午前0時を過ぎると20メートル以上で、避難することが困難な状況となり、同日午前1時8分には北北東の風42メートルを記録していました。避難者数について見てみますと、全避難者は351名で、そのうち避難勧告前に避難された方は340名でありました。これらの対応は、内閣官房、省庁、県、また多くの報道でも評価されているところ です。

さて、議員の言われる地域ごとの避難勧告のタイミング、また避難意識の薄い住民に対しての改善策につきましては、このような台風の場合、広域的に危険性が及ぶこと、また、家屋の立地条件や家族状況、その他屋外にいる場合など、さまざまな状況が想定されますので、地域ごとの避難勧告は非常に困難であると考えております。このことから、住民の方一人一人があらゆる災害に対し、常に平常時からシミュレーションしていただくことが重要であると考え、避難準備情報、避難勧告、避難指示についての理解とともに、地震津波災害、土砂災害などから減災への意識の向上を防災講話等で周知を図っているところであります。今後もこの取り組みを継続的に実施し、市民全体が余すことなく危機管理意識の向上に取り組んでいただくとともに、担当課においては、今回の台風を始めとして、全体の災害対策行動を検証する中で改善すべき点を洗い出すなど、今後の防災対策に役立てていくことが肝要と考え、指示を出しているところであります。

次に、まちかどHOTセンターの今後の展望等についてであります。

新産業創造課まちづくりプロデュースセンターは、平成15年4月に集客交流による「うみ業」「やま業」推進プロジェクトを推進するために設置し、平成16年4月には熊野古道の世界遺産登録の流れを受けて、行政として初めて市役所庁舎から熊野街道沿いの中井町通りに移設し、愛称をまちかどHOTセンターとして、熊野古道等への来訪者に対するビジターセンター、また地域のまちおこし活動の拠点としてのコミュニティーセンター、さらには市全域での観光交流

を推進するためのプロデュースセンター機能を有する組織として、地域と密着した取り組みを進めてきたものであります。立ち上げ当初は、各地区での人づくり、組織づくり、体験プログラムづくりに取り組み、その結果として、住民による中井町通りでのにぎわいの創出や市内各地区での地域資源・特産品を活用したグリーンツーリズムやコミュニティービジネスなどの取り組みが推進されたものと判断しております。

また、一方では、集客交流によるまちづくりを推進していくためには、集客を消費・経済につなげるための中核組織が不可欠であることから、平成19年には尾鷲観光協会と尾鷲市物産振興会が発展的に再編され、尾鷲観光物産協会として発足し、まちかどHOTセンターに併設するなど、民間組織と行政が一体となった連携体制を整えてまいりました。その尾鷲観光物産協会では、現在、国の制度である地域雇用創造実現事業やふるさと雇用再生特別基金事業などにおける雇用も含めて、4名の職員と商工会議所との業務連携による兼務の派遣職員1名の5名体制で運営しておりますが、国からの事業は、期間が平成23年度までの3カ年と限定されていることから、それまでの間に観光物産協会としての仕組みをしっかりと組み立てることが行政としても大変重要な課題として認識をしているものであります。そのためにも、現在、まちかどHOTセンター2階に勤務しております観光交流まちづくりプロデュースセンター系の職員はもとより、新産業創造課が一体となり、これまでの業務とあわせて観光物産協会の法人化も視野に入れた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

また、平成24年度を始期とする第6次尾鷲市総合計画や、同年度に予定されております近畿自動車道紀勢線尾鷲北インターの開通などへの対応も必要となることから、この時期までは現体制で臨み、その後は市民や関係団体のご意見も聞かせていただきつつ、適切な体制について判断していきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） 答弁ありがとうございます。それでは、もう少し具体的に三つの内容を聞いてみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

まず、CO₂の削減についてですけども、現在、市としてやっている取り組みを今聞いたところなんですけども、このCO₂の削減は、やはり家庭からの排出量を何とか抑えていく、もしくは軽減していくということが自治体にとってできる最優先課題ではないかなと考えるんですけども、市長は今現段階の日本における家庭からの排出量はどのぐらいかというのはご存じですか。大体20%ちょっ

とを超えるぐらいと言われているらしいんですけども、今、企業とか事業所の排出量を抑えるというのは、かなり皆さん、苦労してやっておられるところなので、家庭からの排出量21%、2007年度の数値で21%なんですけど、ここを抑えていくということが非常に有効な自治体で取り組める施策じゃないかなと考えておりますので、今言われたようなエコキュートだとかレジ袋だとか、そういったところは市民生活に直結する部分であるので、最も削減が期待できる部分じゃないかなと私も考えておりますので、ますますの施策を打ち出していただきたいと考えております。

それと、避難勧告なんですけども、今、準備情報を出すまでのプロセスを聞かせていただいて、伊勢湾台風並みであるとか、3日前に土のうを用意したとか、非常に早い段階で担当課を挙げて準備をされていたところは、やはり感心するところです。ただ、避難勧告のところ、もうちょっと食い下がりたいんですけども、特にこうしなさいという意見ではないんですけども、勧告前の避難者が、いわゆる避難準備情報の後、340名余りが避難をされた。23時15分に勧告を出した以降、351名ということで、差し引くと11名。10名ちょっとの住民さんが避難をしたということで、これも、あまりもしもの話ばかりするとしかられるんですけども、もしこれが30分とか1時間とか早い段階であれば、もっと避難者がふえたのではないかなと。避難をようけしてくださいという意味じゃなくて、どこに着目しているかといいますと、いわゆる尾鷲市における災害要援護者と言われている人の数ですよね。このあたりを市長として、数としてはどのぐらいの認識をされておりますか。まずその点を答えていただきましょうかね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 要援護者の数としては、私自身は把握しておりません。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） そうですか。大事なところはそこだと思っんです。もちろん避難準備情報の発表が早かった、事前の準備はしっかりしていた、避難勧告も内閣府だとか各自治体とかがよい事例として調査をするぐらい用意周到というか、準備をされて出したという点の評価というのは、もちろん理解できる場所ですし、そのために多くの関係者が準備をされていたということも非常に評価する場所なんですけども、なぜ避難勧告を出すかというところで、例えば、災害要援護者の数がどのぐらいいて、その人たちにとって、多分この避難勧告というのは非常に重要な発表だと思いますので、今、把握されていないということでちょ

と驚いたんですけども、今後の課題というのはそういうところにあるのではないかなと。発表するという点とか準備をされるという点においては非常にできているでしょうけども、災害要援護者の数を把握していないということは、やはり問題じゃないかなという気がするんですけども、その点はどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 災害要援護者の数を把握しているかどうかということは、私は、何名いるとかそういった話じゃなしに、要援護者がいるので、それはどう対応するのか、そこが一番肝心であると思っています。そのために今回は要援護者を中心として避難準備体制をしいたということであります。避難勧告につきましては、これはむやみに出せるものではありませんので、我々は10時半からの本部委員会議において、雨の今後の予想、台風の進路の予想、土砂災害の警報の予想、その辺を加味しまして、最終的にこのときしかないというふうな判断をしたところであります。また、要援護者につきまして、一部自主防災会で独自の要援護者に対する訓練等を行っておりますので、要援護者に対するこれからの対策については、我々としても今後進めていかなければならないというふうに感じております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） 確かに市長が言われたことも一理あると思うんですけども、すべてを行政の方で把握しなさいと言うつもりはありませんけども、一元管理できることとして、例えば、尾鷲市の独居老人がどのぐらいいるとか、災害要援護者がその中でどのぐらいいるとか、そういった数の情報の把握というのはされておいてもいいのではないかなと。多分、各担当課などでは数値としては出ているでしょうし、自治会や自主防災会、または消防団の方でも把握されていると思うんですけども、やはり市としてそれを把握しておいても損はないという言い方は失礼に当たるかもしれないんですけども、そういう災害への備えとしては有益ではないかなと私は考えますので、今言われたように、各組織・団体に把握していただくということ以外にでも、一元管理として市の方でも把握できるような状態をとって、確かに数として把握しているのではなくというのは理解できるところでもあるんですけども、その点、ひとつ私の方からそういうことも必要じゃないかなということを提案としてさせていただきます。

次に行きます。続いて、先ほどのまちかどHOTセンターのことについてなんですけども、いわゆる第6次の総合計画、平成24年度まで現体制を維持していきたいという市長の意見だったので、一通りのというか一区切りのHOTセンタ

一の意義というか目的というか、そういったところが示されたと考えているんですけども、今の体制としては、尾鷲観光物産協会が一人立ちできるような支援を主にやっていくという理解でよろしいでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 高速道の延伸が25年度までには完了します。そういった中で、まちかどHOTセンターを中心として、尾鷲市はいろんな施策で高速道の延伸に対する施策について、いろいろ検討してきておるところであります。まだ十分ではないと思っております。そういったことから、25年のご遷宮、これがいわゆる我々沿道・沿線の熊野市も東紀州にとっては一つのチャンスでありますので、そのチャンスに対して尾鷲市がどうしていくのかといったところで、まちかどHOTセンターの果たす役割が非常に大きいと思います。だから、今の段階でも十分必要性があると。

それから、もう一つ言えば、住民自治ということでは、一たんまちなかに出た組織を市役所として簡単に引き上げるわけにはいきません。住民自治という観点からいえば、そこへ出た住民の皆さん、いろんな関係者の皆さんと十分協議をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、前の質問で、もう一点だけつけ加えさせていただきますけども、要援護者の数は私が把握していないのであって、市として担当課は恐らく私は把握しているのではないかなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） まず、まちかどHOTセンターのことについてと、今、災害要援護者の話は、恐らく担当課としては把握しているかと思うんですが、きょうの質問は避難勧告ということなので、またそれは別の場面で問うてみたいと思うんですけども、知らないとすぐに言ってしまうと、僕の方もどきっとしてしまいますので、ちょっと濁していただきたかなという感じはするんですけども、最後に住民自治ということは今言われて、私も今回、今までの歴代の各市長さんにも住民自治についてということで問うてきている部分であるんですけども、今、その一端を申されていたと思うんですけども、岩田市長が考える住民自治、今後の行政のあり方も含めた住民自治というのはどのようにお考えというか、どのようなところで希望というか考えを持っておられるか、もしそれを聞けたらお伺いしたいんですけども、どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 従前から住民自治というものがなかったわけじゃないわけですが、重要な役割をしてきたと私は認識しております。しかしながら、こういった複雑化する社会の中で、また一段と住民自治というものの重要性が高まってきた、地域に根差した住民自治というのが一段と重要性を増してきたと思っております。もう一つ言えば、尾鷲市行政単独ではもう何もできない時代に入っているということでもあります。そういった意味から、住民自治、行政、皆さんがお互いにやれることはやる、お互いが連携をとりながらこれからの尾鷲市をつくっていくべきではないかなというふうに思っておりますので、自治会を始めとした市民の皆様にはこれからご協力を訴えていきたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ありがとうございます。確かに今、申されたように、全国の自治体というのは、もう既に住民自治に向けて模索を始めておるところも多いですし、率先して行政の役割を地域に割り振っているというようなところも視察なども含めて見てきております。そういうことで、市民への移行というのも既に始まっている段階ですので、ぜひ尾鷲市の方においても、今回、私が三つの質問をしたわけですが、CO₂削減についても住民でできる部分というのが非常にたくさんあって、それを行政が補完するという形で、国が挙げている25%というのに近づける可能性というのを持っているように感じております。

避難勧告についても、出す時間とか地域のこととかを、きょう問うたわけですが、これも要は地域住民がしっかりと自分たちのまちの自治を今以上に高めることができるのであれば、市としての対応というのも随分楽になるのではないかなと考えております。

最後のまちかどHOTセンターについてですが、これも住民に地域を担当していただくという移行組織としてでき上がったように第5次の総合計画などを見て感じますので、次の第6次の計画までにしっかりとした道筋をつければ、もっともっと住民自治に向かうプロセスができるのではないかなと感じますので、ぜひ市長の方も積極的にそういったことに協力していただきたいと考えておりますので、特に答弁は要りませんが、これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩をいたします。再開は午後1時からです。

〔休憩 午前11時28分〕

〔再開 午後0時59分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の一般質問者は、10番、大川真清議員。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

先般、国において、行政刷新会議では事業仕分けが行われ、来年度以降の市政運営にも少なからずの影響があると思われます。こういう変化のときにおいてこそ、市政には明確なビジョンと柔軟な行政戦略が必要と思われます。

さて、私は、8、9月の一般質問では、市役所、病院の経営方針などについての質問を行いました。今回は、9月議会で決算審査を経験し、現在の当市の財政状況の概要を見せていただいたことで、まず財政再建法による四つの指標などを中心に、尾鷲市の財政状況と財政運営の目指す方向性について、また、10月には生活文教常任委員会で広域処理を行うごみ処理施設などを視察したことと、全国的に地球温暖化など環境問題への取り組みが進むことを踏まえ、尾鷲市の環境施策の目指す方向性について、市政に若干の質問と提言を行いたいと思ひます。

まず一つ目、尾鷲市の財政状況と財政運営の目指す方向性についてですが、今年4月1日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、通称「財政健全化法」が施行されました。この法律では、四つの健全化判断比率の公表が義務づけられ、これらの値により、早期健全化段階、財政再生段階の2段階の判断がされるようになりました。また、全国の同規模の団体と比較することができ、当市の置かれている状況を客観的に確認することができるようになりました。

当市の平成20年度決算を見ると、一般会計などの赤字を見る実質赤字比率はマイナス0.91%。特別会計も含めた全会計の連結赤字を見る連結実質赤字比率はマイナス24.14%。現時点で会計上の赤字はないということになります。市債など借金の返済の負担状況を見る実質公債費比率は11.1%。県内市町の平均が12.8%であり、早期健全化基準は25.0%となっております。そして、将来負担比率については143.2%。早期健全化基準は350%となっております。公営企業ごとの赤字を見る資金不足比率については、現在のところ、水道事業、病院事業ともに資金不足はありません。病院事業については後ほどお聞きします。

さて、総務省が出している20年度決算の速報、10月2日のものですが、これを見ると、全国で早期健全化基準である団体は22団体、再生基準以上の団体

は1団体ですが、三重県内では1団体もありませんでした。しかし、当市の平成20年度、財政力の強弱を見る財政力指数は0.451、県内14市の中で13番目です。20年度の自主財源は41.3%ですので、今後の税収を考えると厳しい状況と言わざるを得ません。ちなみに県内市町の平均は0.69となっております。

経常収支比率は93.8%。80%を超えると財政の弾力性がなくなってくると言われていますが、県内市町の平均は88.7%です。どこの市町も義務的経費が高くなっており、職員数や給与削減など人件費の削減などを行い、財務体質の改善に努めていると思われま。尾鷲市でも同様の改善などにより、過去5年間、経常収支比率は少しずつ低下しております。実質収支比率については0.9%。財政規模から3から5%が望ましいとされることから、ほとんど余裕がない財政状況とも言えます。公債比率は12.8%。10%前後が望ましいということで、やや多いという感じがします。

市の貯金である基金のことについても少し触れたいと思います。現在、市の基金は約16億円です。16年度以降、最高の額となっております。特に19年度から20年度にかけては、財政調整基金を中心に増加をしております。しかし、人口、予算が同規模の熊野市においては、財政調整基金は当市の約3倍、基金の合計は2倍以上です。また、当市の一般会計の市債については100億円強。これは1年間の予算以上に相当します。

以上が、現在、尾鷲市の財政状況であります。岩田市長の財政の現状についての感想と、今後どのような財政運営をお考えか、また、就任早々ではあります。が、横田副市長のお考えもいただきたいと思ひます。

続きまして、二つ目のテーマであります尾鷲市の環境政策についてであります。

今年9月22日、国連にて鳩山首相は、中期目標として2020年までに日本の温室効果ガスを1990年比で25%削減すると表明しました。これは、日本が環境先進国となる一つのビジョンであると思ひます。そして、来年10月に名古屋で開催される予定の「生物多様性条約第10回締約国会議」、いわゆるCOP10の開催など、以前にも増して環境への関心が高まっているところだ。

そして、これから本格的な地方分権が進んでいくと思われる中、自治体が独自に施策を立案・施行していくことがより一層重要になることが予想されます。従来から市町の環境政策というと、一般廃棄物処理、上下水道の整備など生活環境に密着した分野が挙げられます。かつて、当市は火力産業による生活環境の悪化

や、魚のあら、不適性処理による中川の悪臭問題があったまちです。市政としてのこれまでの取り組みの成果は、現在の状況を見ればおわかりのとおりです。

私は、先ほど財政状況の話でも言いましたが、今後、市政の集中と選択がますます重要になると思います。そうなれば、私としては、病院、つまり医療と福祉、環境、ごみ処理と上下水道の整備、そして教育、この大きく3分野が最重要課題であると思っています。そのためにも市政の経営ビジョンをしっかりと持つ必要があると思います。もともと人口に対して自然の多い東紀州は、環境負荷の少ない地域ですが、ごみの減量やリサイクルなどはこの地域でも必要なことです。

また、CSR、つまり企業の社会的責任として、環境経営というものが言われております。市役所は、現在ISO14001を取得していないようです。私は、認証に費用のかかるISOは必要だとは思いませんが、市役所として何らかの環境経営の考え方は必要と思われれます。そして、できることから取り組みも必要かと思えます。例えば、市有施設の屋根補修時に太陽光発電パネルを設置するというようなものです。市長は、8月の答弁の中でも、環境に負荷のかけない事業展開の重要性を言っておられました。

市としてできることからやっていくことと、将来の尾鷲の自然環境をどうするか。そして、市民憲章にもありますが、「清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう」とあります。それから20年たって、景観を含めたきれいなまちになっていますか。市政の環境施策の目指す方向性はいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

壇上では以上になります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

本市での財政健全化法による健全化判断比率の4指標につきましては、財政の健全化を図るための計画を策定しなければならない早期健全化基準を下回っておりますが、本市の財政状況は、人口減少や地場産業の衰退、長引く景気低迷などから、平成20年度決算においては市税収入でピーク時の平成9年度と比較して約10億円の減少となり、地方交付税も国における三位一体改革などにより、ピーク時の平成12年度と比較し、約9億2,400万円の減収となっております。また、歳出においては、経常経費の削減に向けた取り組みを行い、平成9年度と比較し、人件費で約9億2,600万円、補助費等では2億2,500万円の減額

を図ってまいりましたが、それ以上に市税等の減収幅が大きく、大川議員の指摘された財政指標の悪化は、市税収入の減収が主な要因となっております。財政指標のうち、財政運営の弾力性を示す経常収支比率が93.8%と高い数値を示しております。これは、自由に使える一般財源のうち93.8%を経常経費に充当しなければならず、新たな施策を展開するためには基金を取り崩す必要があり、基金の減少につながっております。

このように、本市の財政状況は非常に厳しい状況であると認識しております。このような状況の中、何より重要であるのは地域経済の発展であります。地域経済の発展が市税収入の増額につながることから、海洋深層水などの地域資源を活用した企業・事業誘致を積極的に推進するとともに、農商工連携事業などによる地場産業の育成など、産業振興に力を注いでまいりたいと考えております。

また、さらなる義務的経費の削除に努めていかなければなりません。現在の集中改革プランが今年度で終了することから、新たに経営の視点、健全財政の視点、サービス向上の視点を踏まえた行財政改革を目指し、副市長を交えた若手職員中心のワーキンググループを立ち上げ、新たな集中改革プランの策定を進めてまいります。現在、来年度の予算編成に取り組んでおりますが、国で行われた事業仕分けについては、本市においても影響が大きいと思われ、その情報収集を副市長から各担当課に指示したところであります。

また、先ほど申し上げたとおり、本市の財政状況は厳しく、苦しい予算編成を強いられていることとなりますが、健全で将来にわたり安定的な財政運営を行うため、人件費を始めとする経常経費の削減に取り組むとともに、総合計画や事務事業評価と連動し、重要度、優先度、投資効果などを総合的に検討し、事業の廃止・縮小も含め、身の丈に合った健全な行財政運営に努め、市民の皆様が今後とも安心して暮らしていけるよう全力を尽くしていく所存であります。

次に、尾鷲市の環境政策の方向性についてであります。

本市は、市域の90%以上が山林であり、また、沿岸部は熊野灘に面した変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、美しい水や空気を与えてくれるだけでなく、暮らしの中にさまざまな恵みをもたらしています。しかし、海、河川、山林等における開発などの事業活動や日常生活の中で排出される廃棄物による汚染や生態系の変化など、自然環境への影響が危惧されています。このような中、私たちは健康で文化的な生活を営むことができる環境を享受する権利とともに、先人から受け継がれてきた

歴史的、文化的遺産と、豊かな自然と共生できる良好な環境を次代に引き継ぐ責務を有しています。そのため、本市では平成11年6月に尾鷲市環境基本条例を制定していますが、環境政策は長期的な視点での取り組みが重要となることから、平成15年3月にこの条例の基本理念の実現を目指した尾鷲市環境基本計画を策定しております。この計画には、五つの基本方針と四つの重点プロジェクトを掲げており、既に達成されている項目も見られますが、基本的にはこの環境基本計画を踏襲しながら、これまでの施策を検証し、必要であると判断したのものについては新たな施策を展開してまいりたいと考えています。環境の保全及び創成は、市、事業所及び市民のすべての活動において積極的に推進することが重要であり、このことが市域の自然条件に配慮した安らぎと潤いのあるまちづくりにつながるものと確信しております。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 続きまして、尾鷲市の財政状況と財政運営について申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政状況をはかる指標には、ご指摘のありましたように、財政力指数ですとか実質公債費比率といったものが数々あります。うち、本市の財政状況を見る上で比較的わかりやすい経常収支比率について取り上げてみたいと思います。

経常収支比率は、市税ですとか普通交付税など、毎年経常的に収入され、地方公共団体が自由に使うことのできる一般財源に対しまして、人件費や扶助費、公債費などの毎年経常的に支出しなければならないものの占める割合のことです。この値が高いほど財政上の自由度が低いということを示しています。

本市の平成20年度決算における経常収支比率は、ご指摘のありましたように93.8%となっております。一般財源総額の9割以上をこの経常的に支出を余儀なくされる経費に費やさなければならないという状況でございます。言いかえまして、市民サービスを向上させていくための施策をさらに展開していこうとするための自由な財源は6.2%の範囲しかないということでございます。この指標の例に待たず、尾鷲市の財政状況は大変厳しいものとなっております。

「入るをはかりて出ざるを制す」という言葉があります。これは、古く中国の礼記を語源にしたものでございますが、収入を計算して、これに見合った支出を行うべきといった財政上の心構えを示したものでございます。現在の厳しい社会経済情勢にありましては、本市財政も歳入に見合った歳出を行うといった方法を

とらざるを得ない状況であります。まずは市財政の足元を固めつつ、施策の優先順位を見定め、地道ではありますが着実な市民サービスを確保していく必要があります。しかし、歳出の縮減にばかり目を向けていますと、本来必要なものを停滞させてしまったり、本来実のあるものへと発展する可能性のあるものを見落としてしまうことも懸念されます。このようなことから、当面は緊縮財政の方法をとりつつも、時宜、タイミングを見定めて、さらに、逆に「出ずるをはかりて入るを制す」といったような積極的財政運営や将来的に歳入をふやしていくことのできる施策の芽を植えていくといったことを常に視点として持っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） どうもご答弁ありがとうございました。

市長と副市長の現状に対する認識ということは今聞かせていただいたんですけども、いずれにせよ緊縮財政を余儀なくされている状況ですと、どうしても義務的経費、つまり人件費と、今回、職員の給与は若干減りましたけども、先日、岐阜県が2011年度から二、三年、当面職員の採用を見送るといったふうな発表をしました。私としては新規採用職員の採用を人件費の削減という目的だけで見送るというのは、いいことだと思っておりません。またこの後の話にもつながりますけども、市役所の職員というのは財務状況で見えないような大切な資産であると私は考えております。そして、組織というのは人が少しずつ流動していくということが大事なことだと思っておりますので、今後、市政のビジョンと財務の全体のバランスをもって義務的経費の削減に努めていただきたいというふうに要望いたしておきます。

そろそろ来年度予算ということも当然かかわってくるわけなんですけども、ちょうど新しい市長と新しい副市長が就任したということで、新しい視点で予算編成をされるかと思うんですけども、すばり来年度の予算編成の構想がありましたら、テーマというのを市長としては何をお考えかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、選挙中から言っておりました選挙公約、特に魚のまちづくり、あるいは木を生かしたまちづくり、それからもう一つは安心・安全の生活を守るまちづくり、そういったことを中心に新年度予算を編成していきたいと思

っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 市長は所信表明のときなんか魚のまちづくりや木を生かしたまちづくりといったようなことをおっしゃっていたので、一応それが一つのテーマであるということは理解できました。きのうもありましたけども、市長は誇りあるまちにということの一つ挙げられていますし、よくこれをおっしゃっているということで、今のようなテーマの予算編成、市政を進めていくことによって、誇りあるまちというのが市長としてはできていくといった、そんなふうな認識でしょうか。そのあたりをご回答いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 我々がよそに出向いたときに、私は尾鷲から来ました、尾鷲出身ですといったことを堂々と言えるような市政を持っていきたい、あるいは尾鷲市以外に住んでいる尾鷲出身の皆さんが、私は尾鷲の出身ですといったことをはっきりと言えるような誇りあるまちにしていきたいということであります。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 今、尾鷲出身であるというふうに、尾鷲出身の人がよそへ行って尾鷲市がいいと、そのようにいいことを言えるというのは、私もそういう考え方に共感するところなんですけども、ただ、今、疲弊している全国の地方都市はどこでも同じ状況だと思うんですけども、そういった中で、実際生活をそこでしている人間にとって必要というのは誇りだけではないような気がするんですね。よそへ行けば確かにそういった誇りというものも必要かと思うんですけども、私も実は選挙中から一つ言っていたことで、尾鷲が今、過渡期じゃないかというふうなことを言っていましたし、美術品、絵画の有名なゴッタンという作家がいますけども、このゴッタンに大きな作品がありますけども、「我々はどこから来たのか、何者か、どこへ行くのか」という、そういったテーマの作品があります。まさに今、地方都市というのはそういった状況に陥っているんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうときに、そこへ住んでいる人としては、私は必要というのは、一つ、そこで生活をしていけるという希望じゃないかなというふうに思っているんですね。これは私の一つの考えなんですけども、市長の誇りという考え方と私の希望という考え方、ねらっているところは同じなのかもしれないですけど、若干言葉が違うかなというふうに思います。

時間も押していますので、次の話題に入りたいと思います。

次に、尾鷲総合病院の経営状況について触れたいと思います。今定例会で補正予算が上がっておりまして、一般会計からの繰越金が増額をされております。今年度末の貸借対照表を見ると、20年度に比べ、短期の支払い能力を示す流動比率や現金比率は約半分となり、現金預金としては約1億円減少しております。こういうときこそ病院経営の目指す方向、つまりビジョンと、それに基づく経営理念の確立、明確な経営方針と行動指針が必要であると。そして、これを職員間できちんと共有するということが大切ではないかと思えます。まずこの点についていかが考えますか。

続いていかせていただきます。昨年度、総務省から公立病院ガイドラインが出されたことで、尾鷲市でも平成21年3月3日付で尾鷲総合病院改革プランを策定しております。このガイドラインというのは、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの大きく三つからなり、自治体と病院が共倒れにならないための選択肢を提供したとされます。プラン策定後1年目ですが、現時点での状況はいかがでしょうか。

2点についてお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲総合病院の財政状況についてであります。常勤医師が年々減少する中、地域の基幹病院として病院機能を維持・継続するため、救急医療や不採算部分の診療科を継続しなければならない非常に厳しい状況にあります。1人の医師が稼ぐ収益は、基本的に年間1億円以上と言われております。医師が少なくなれば、医業収益も減少し、赤字経営に陥る可能性が大きくなります。このような状況は、ある日を境に好転することはなかなか難しい状況です。改めて紀北地域における尾鷲総合病院の存在意義と重要性について、地域情勢や財政状況も含めて、市民を交えての議論をしなければならないと考えております。その上で、病院経営の方向性を検討し、経営理念、経営方針を明確にするとともに、職員の経営意識の一層の向上を図る必要があると思っております。

次に、尾鷲総合病院改革プランの現時点での状況につきましては、まず、経営効率化の財務に係る数値目標であります。今回の補正で計上しております市からの負担金及び県からの補助金等により、平成21年度決算見込みでは、経常収支比率がプラン策定時に設定しました目標数値よりも若干好転する見込みであります。しかし、病床利用率、医業収支比率ともに目標を達成できておらず、また、今年度は医師が減少する影響もあることから、医業収益におきまして1

億 1,469 万円減少し、当年度純損失が 4 億 7,562 万円となる見込みであります。

次に、再編・ネットワーク化につきましては、地域の中での効率的な医療体制の確保に向けて、紀北医師会との連携を深め、今年度からは毎週日曜日と祝日に 1 次救急を担当していただき、当病院の医師の過重労働の軽減及び地域との連携を深めております。

次に、経営形態の見直しにつきましては、院内での経営効率化検討委員会において、公営企業法全部適用に向けての検討を行ってまいります。

議長（三鬼和昭議員） 10 番、大川議員。

10 番（大川真清議員） ありがとうございます。先般の 12 月の尾鷲市の広報に病院の決算報告が掲載されて、非常に厳しいということの報告が市民の方にされましたけども、そういった中での反響は何かありましたでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 引き続き市民の皆様からは、何とか尾鷲総合病院を死守してもらいたいという声が圧倒的に私のところに届いております。

議長（三鬼和昭議員） 10 番、大川議員。

10 番（大川真清議員） なるほど、やはり地域としては、当然、存在価値は大きいわけですから、何とか持続できるような病院というふうな声が多いということだと思んですけども、先ほども最初の答弁でもありましたけども、明確な経営方針や理念の確立が必要ということも市長はおっしゃいましたけども、現在の総合病院の理念とか経営方針というのはご存じでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市民の皆さんに信頼される総合病院ということだと思います。

議長（三鬼和昭議員） 10 番、大川議員。

10 番（大川真清議員） 一応ホームページなんかを見てもらったらわかるんですけども、六つの病院の理念、理念というのは、つまりその病院が大切にしている価値観だと思んですけども、そういったものが書いてあります。ただ、それをよく見てもらったらわかるんですけども、現状の今のような市民から死守してほしいというふうな要望がある病院にとって、その理念が合っているかどうかというのが私としては疑問に思うところであります。それで、今のような経営方針や理念の話は私は持ち出したんですけども、詳しく見ておられないようでしたら一応見ていただいて、経営者として今の価値観に合うかどうか、そういった面から病院経

営というのをもう一度考え直していただきたいなというふうに私は思っております。

そして、財政の三つ目の内容に行きたいんですけども、現在、市が所有する施設の状況というのは、担当課、特に総務課で把握をされていることだと思います。ただ、一目でわかる台帳というのが存在しないのではないかなというふうに思っております。今年3月に学校の耐震化計画が策定されて、小中学校の耐震化事業が順次開始されたように、今後、市有のほかの公共施設についても順次補修などが必要かと思われれます。そこで、市有施設の台帳というべき資産カルテといったものを作成していくとよいのではないのでしょうか。すぐにすべての施設の資産カルテを作成することはできませんので、例えば夢古道おわせやアクアステーション、文化会館など、一定規模、指定管理での運営や料金を徴収している施設を順次作成していく。これは、市民や議会の情報公開という点だけではなくて、現在どこに何がどれくらい必要かという将来的な支出を考える材料にもなると思えますが、今の提案に対していかがお考えでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 資産カルテの導入についてですが、現在、本市の資産については、コンピューター処理によるデータ化を図り、建物を市有財産表として管理しております。この台帳には、財産区分、所在地、資産価格及び取得年月日等を記録しておりますが、議員の言われるところの運営方針や利用料金を徴している施設の料金体系や運営費等については、当財産表による一元管理の対象とはしておりません。また現在、建物だけではなく施設を含めた安全診断についても取りまとめを行っており、今後の施設等維持管理の計画的な施設のための資料にしたいと考えております。

一方、資産カルテについては、三重県において本年度からモデル施設を選定し、資産カルテを試作していると聞いております。資産カルテを整備することについては、施設の維持管理だけではなく、施設運営の方向性や資産情報を一元化するための有効な指針になるものと思われれますので、県の取り組み状況も参考にしながら検討をしていきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 一応、資産カルテについては、私の一つの提案ということで、市長も検討課題にさせていただくということで、これについてはこれ以上の話は進めないようにしたいと思います。

そして、財務状況の四つ目のテーマなんですけども、最初に冒頭でも私は触れましたけども、市役所の資産として財務状況にあらわれてこない資産、これは先ほど言ったように、私は市役所の職員ではないかなというふうに思っております。最近の企業経営改革の中で、重要施策として企業風土、つまり組織風土改革というものが挙げられております。目に見えない資産とは職員であり、つまりはこの組織風土であると私は思っております。市長は、現場主義や縦割り行政の改善というものを所信表明でも言っておられましたけども、今定例会の市政報告を聞くと担当課ごとの縦割り報告となっているような気がいたしました。市長は、今後の組織風土改革については何をお考えでしょうか、また何をやっていきたいと思っておりますでしょうか。お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市役所の組織風土の考え方についてお答えいたします。組織風土は、一般的には社風、企業文化などといいますが、組織の体質をつくり上げているものであり、一朝一夕には変えることが難しいものだと思います。目に見えないものを変えない限り組織風土は変わらないので、焦らず地道にやっていくことが大切ではないかと考えます。風土改革の基本は、職員の人材育成と職員が活発に議論できる風通しのよい職場環境の構築が重要であると考えています。具体的には、人事考課制度や勤務評価、管理職資格試験制度を見直すとともに、職員との意見交換や政策提案の制度を構築し、職員みずからが尾鷲市政をよりよくしていこうとする姿勢を涵養していくことが重要と考えます。また、市民の皆様によりよいサービスを提供していくため、経営品質向上の仕組みを取り入れることも検討していきたいと考えます。

さらに指摘のあった、今定例会の市政報告は縦割りになっているのではないかとということではありますが、まちづくり等については、一括して市長公室、あるいは新産業創造課等のものを取りまとめてご報告をさせていただいておるところであります。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 最後のまちづくりに関しては、確かに私も幾つかの課が議論されてまとめられたのかなというのはもちろん感じておりますので、すべてが縦割りだというふうには私も思っていないです。社風、企業風土と言われるようなもの、目に見えないものを変えていくというのは、なかなか一朝一夕にはできないというふうなことですけども、先日、12月の定例会見で、市長は随分風通

しがよくなったというふうなことを言っていたと、新聞で私は読んだんですけども、思いました。実際、市長が就任されて4カ月以上たってきたわけですけども、職員に何らかの働きかけを行っているとか、実際に今、自由闊達な議論ができるようにということをおられましたので、会議の進め方とか話し合いの仕組みについて、何か市長としては変えていったというふうなものはありますか。その点についてお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、自分のアイデアがあった場合については、各課に直接出向いて担当と話をしております。課長会議とかいろんな会議におきましても、皆さんに具体的な施策としてはやっておりますが、どんどん自由に意見を言ってもらえるような場にしていきたいと思っております。

それから、もう一つは、職員が自由にいろんな提案ができるような提案制度等についても、これから考えていきたいというふうに考えているところであります。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） ありがとうございます。提案制度というのも、これはよく企業なんかでも自由に提案して、その事業を進めていけるような、そういった仕組みをつくっているところもありますし、それで確かに会社が非常に元気になっている、そういったところもあります。先ほどの答弁で経営品質向上活動、副市長も県から来られましたので、そういった活動も仕組みを入れていくというふうなこともおっしゃっていただきましたので、確かになかなか変わっていかない部分というものもありますし、決して今までの風土が悪いというわけではないですけども、住民目線、そういった面でいろいろ目に見えるような形で、さまざまな意識改革等を進めていっていただきたいというふうに思っております。

さて、二つ目の環境政策の方に話を移らせていただきたいというふうに思っております。

大きな方向性について、特に環境政策というと、市の方では環境基本計画が平成15年に策定されているということもあって、それを中心に動いていくということと、あと、安らぎと潤いのあるまちを目指すということが一つ市長の考えでもあるということで、自然環境を含めた環境政策の大切さについてはご理解いただいているように私は思いました。海とか山とか川というキーワードも出てきましたけども、海、山、川というのは、ばらばらで存在しているわけではなくて、

当然、自然界としては一体のものであります。例えば、市長としては海を大事にする、魚のまちということビジョンに挙げられていますので、尾鷲市の特に汚水処理率というのは、非常に人口比に対して見ると非常に低くなっているということがあります。これは尾鷲市だけじゃなくて東紀州特有の問題でもあるんですけども、今後、総合計画などの中に、当然、自然環境を大事にしていく、魚を売っていくと、そういうまちであれば、そういったあたりも考慮されるのかなと思うんですけども、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ご指摘のとおり、浄化槽での扱いは非常に低い率となっておりますので、今後、海を汚さないためにもどうしていくのかといった施策については、十分に皆さんと議論をさせていただきたい重要課題であると認識しております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 重要性については、もちろん市長もご理解いただいているところだと思いますので、また今後、総合計画の進展など、特に話題が上がればまた言及したいなというふうに思っております。

さて、環境政策の方で、二つ目のテーマになるんですが、岩田市長の9月の第3回の定例会の所信表明の中で、現在、事務レベルでごみ処理場の広域処理を検討中とお話でした。確かに20年3月に幾つかのプランを示した報告書が出されております。今後、尾鷲の自然環境の保全と市民生活の維持のためには、ごみ処理施設の広域化は重要な課題であると思います。特に尾鷲市のごみ処理施設は、平成22年度に更新時期と言われる20年を迎えます。先日、生活文教常任委員会での視察で、兵庫県川西市にある1市3町による広域ごみ処理施設を見学しました。最新の排ガス処理を施した施設のすばらしさはもとより、ごみ処理場としてだけではなく、里山の保存・保全、環境学習の拠点とするなど、学習啓発の場所として自然環境と共生する持続可能な施設としての位置づけがおもしろいものであると感じました。また、検討から設置までが約10年かけて住民との議論を積み重ね、納得の上での施設をつくり上げたというプロセスがまちづくりの一つの方向性であると感じました。組合の設立、場所の選定、特にごみ問題では重要であります。住民説明、環境アセスメント、施設の設計・施工、これらを考えると数年の時間は必要かと思えます。そろそろ現実的な着地点に向けた検討に入る時期に来ているのではないかと思います。尾鷲市は決断の時期だと思えます。

この点については、市長はいかが考えますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ごみ処理施設の広域化についてですが、本市の焼却施設は、平成3年3月の稼働から既に18年が経過しており、施設を更新する必要性が生じています。このことから、昨年3月に広域化を視野に入れた新ごみ処理施設整備に係る基礎調査報告書を作成しました。ごみ焼却施設につきましては、平成9年に国から通知があった廃棄物処理施設整備国庫補助金の対象施設としての1日100トン以上の施設規模の指定は、その後、削除されていますが、ダイオキシン類対策やリサイクルの観点から大規模施設が望ましいとされています。また、平成17年度に創設された環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するためには、循環型社会形成推進地域計画を策定し、その中に広域化についての検討結果を盛り込むことが平成18年度に追加指定されています。この地域計画は、計画対象地域の市町村が国及び都道府県とともに循環型社会形成推進協議会を設け、構想段階から協議し、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成するもので、計画期間はおおむね5年間とされています。

現在、本市と隣接する市町で行っている担当者レベルの調整会議は、広域化に向けた各市町の課題等について協議を行っている段階ではありますが、この問題につきましては、施設の更新年度に差異はあるものの、広域化については共通の課題であることから、早急に方向性を見出すことが必要であると考えております。本年は秋に両市町の市長選挙が行われたこともあり、トップ会議の開催には至っていませんが、両市町の首長、市長の意向を確認した上で、具体的な方向をお示ししたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 私はもう一つ聞こうと思っていたことを、最後に市長から答弁で言われてしまったんですが、この問題解決は、パートナーシップというのが非常に大事だというふうに思っております。今言ったように、周辺市町の首長がちょうど先般決まったということもあります。ですので、当然、喫緊の課題としては、このごみ処理の広域化という問題は、近隣では非常に重要な課題、最重要課題と思っておりますが、医療や観光分野に関しても、広域化でサービスをやるということが効率的かつ効果的であるというふうに私は思っております。ですので、東紀州の自治体の特有の課題を情報共有したりとか検討するといった

ことで、場合によって県や国に提言をしていくと、そういった場をぜひ、今の答弁ではやっていくような話でしたので、近隣の首長さんと一緒にそういった場を設けていただくと。ぜひ岩田市長がリーダーシップを発揮していただいてもいいのではないかなというふうに思っているところです。一応、早急に広域化については検討するということでしたので、またそういった今後の首長会議等を含めて、早急早急というのが半年なのか1年なのかわかりませんが、なるべく早く市民の方にお知らせできるような、そういった時期が本当に早く来ることを願っております。

今回最後の質問になります。年明けから獣害対策のセミナーが開始されるということです。県、住民、市が協働して動物数の適正管理と動物の生息する環境づくりの両面を進めていっていただきたいと思っております。

そして、尾鷲市内では、企業のCSR活動の一環として、今年3月に大阪のエレコム社が企業の森として曾根区有林と契約を行いました。最近、紀北町でもビバーの森が誕生しました。紀北町では渡利ガキの養殖があります。カキの養殖に限らず、養殖には森づくりが大切だというふうに言われているところです。尾鷲市の市有林は、平成15年にFSC森林管理認証を取得しております。多様な生物が存在する森づくりというものは、これから何十年もかけて行うべき重要な環境政策だと思っております。今後もこのような民間の力をかりつつ施策を進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、このように環境に関心が高まる中、尾鷲市内のまちなかに自然環境のシンボルが欲しいなというふうに私は思っております。例えば、尾鷲市の北部を流れる北川、川底のしゅんせつや地域の清掃活動などで、ここ数年、随分きれいになったように感じております。昨年、北川橋の電灯が復活をしました。年末には電飾も施されているようです。しかし、地域の方がもう少し利用しやすく親しみやすい川が欲しいなと思っております。また、こういう場づくりは、市長も言われるような住民の力と行政の力、これを発揮するいい機会だというふうに思っております。新しい公としての行政活動としては、民と行政それぞれの強みを発揮することが大事だと思っておりますが、こういったことに関して、市長としてどんな考えがありますでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、獣害対策につきましては、大川議員のおっしゃられるように、動物数の適正管理と動物の生息する環境づくりの両面に留意して進めてい

きたいと思います。

次に、環境保全活動についてであります。エレコム株式会社が社会貢献事業の一環として、去る11月3日、曾根区有林において尾鷲市の気候風土に適合した未来に残せる本来の自然林を長期にわたってさまざまな苗木で造成し、森林づくりの実践を通じた環境保全活動を行うことを目的とした植樹会を実施していただきました。この事業は、今後20年間にわたって森林の環境保全活動を行う予定となっており、多様な広域的機能を持つ森林づくりは、水をはぐくみ、CO₂を吸収して憩いの場となるなど、私たちの生活に深くかかわっております。また、山を守ることは、山からの豊富な有機質の養分により沿岸の藻場を養い、海の生態系をも活性化し、漁場の安定性をもたらします。本市といたしましても、このような森林の整備を社会全体で支えていく取り組みに、森林組合おわせ、曾根区、三重県緑化推進協議会、県とともに協力してまいりたいと考えております。

次に、自然環境と共生するまちづくりのシンボルについてであります。北川は尾鷲神社を流れる市内の2級河川であります。以前は河床にごみが散乱するなど、汚染の著しい河川であったことから、北川をきれいにする会などの市民団体の方々が清掃活動など種々の取り組みを行っております。本市では、北川の水質浄化と周辺環境の保全を目的に、平成15年3月に、国、県の補助事業である熊野古道水辺景観形成モデル事業を活用し、北川水辺空間再生施設整備を実施しております。この整備は、宮前橋下流の河床に水質浄化設備を設置するとともに、河川水の滞留防止を目的に地下用水施設を、また、ポンプ類の電源にはソーラーパネルを併設するなど、地球環境への影響に配慮したモデル施設として設備を行っております。一方、県においては、弥栄橋の上部工事、花壇整備、河川内整地等、さまざまな事業が実施されております。地域の活動については、北川右岸のフラワーボックスに近隣自治会の方々と協働で植栽を行うなど、地域と一体となった環境美化活動を展開しており、これらの取り組みの成果が北川の水質浄化や周辺環境の向上につながったものと考えております。まちなかで自然環境と共生するシンボルを形づくっていくことは大切で、このような市民団体の活動は北川だけでなく多くの地域で展開されており、市域全体を意識したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 北川は一つの例として挙げたまでですので、当然、さまざまな地域で活動が実際に行われているのも見聞きしております。ほかに尾鷲市

内でいえば、向井の黒の浜とか、あと、このすぐ近くの中村山、これはまちなかの非常に貴重な里山でもありますので、そういったものの利活用というのもまた大切なのかなというふうに思っております。そして、当然、尾鷲市は浦村の地域を抱えているまちでありますので、そういった浦村の地域の景観保全と自然保全、これはもう将来の尾鷲市の財産になると思っております。実際に須賀利の地区のツアーであるとか「輪内まるごと元気大作戦！」というような取り組みも少しずつ行われているところかというふうに思っております。

そして、森林のことに关しましては、市の施設であります夢古道おわせのおふるの方で間伐材を使って尾鷲ヒノキのPRをしていると。そして、それが全国的に協力していただける温泉等がふえてきたということで、そういったちょっと違った視点で環境問題について取り組んでいくということも今後ますます重要になってくるのではないかなというふうに思っているところです。

今回、テーマが大きくは財政と環境ということで、2大テーマにさせていただいたんですけども、細かくいろいろお聞きしまして、話があれこれ飛んだようなところもありましたけども、一応、今回の一般質問についてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による一般質問はすべて終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、あす10日は休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、あす10日は休会とすることに決しました。

以後、会期日程のとおり、明後日11日には、午前10時より総務産業常任委員会を開催していただきますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時54分〕